

# 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準

令和6年4月

富山県

# 目 次

I	傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の概要	2
II	傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準	
	・ 第1号（分類基準）	4
	・ 第2号（医療機関リスト）	5
	・ 第3号（観察基準）	14
	・ 第4号（選定基準）	21
	・ 第5号（伝達基準）	30
	・ 第6号（受入医療機関確保基準）	32
	・ 第7号（その他基準）	34

---

平成23年2月21日策定

平成25年3月31日一部改正

平成27年10月1日一部改正

令和3年6月14日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

# I 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の概要

## 1 趣旨

近年、救急搬送において、傷病者の受入困難事案が全国各地で発生し、社会問題化していることなどを受け、「消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）」（以下「改正消防法」という。）が制定され、平成21年10月30日に施行された。

改正消防法では、医療機関・消防機関等が参画する協議会を設置するとともに、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」（以下「実施基準」という。）を策定することが各都道府県に義務付けられた。本県では、「富山県救急業務高度化推進協議会」及び各地域メディカルコントロール協議会において、県内各医療圏の実情を踏まえた検討・協議を行い、実施基準を策定したところである。

## 2 本県の傷病者の搬送及び受入れ状況

総務省消防庁及び厚生労働省が合同で実施した平成19年～平成21年中の「救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」の結果によると、本県においては、搬送先医療機関選定困難事案とされる照会回数4回以上または現場滞在時間30分以上の事案の占める割合がほとんどの調査区分で1%未満と、全国平均を大きく下回っている。また、病院収容に要する時間も全国上位の短さであることから、本県の傷病者の搬送及び受入れは概ね円滑に実施されていると考えられる。

## 3 実施基準策定に係る基本的な考え方

- (1) 本県においては、傷病者の搬送及び受入れは概ね円滑に実施されていると考えられることから、現在の搬送及び受入れ状況を基本として策定する。
- (2) 現状の医療資源を前提に、消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生を防ぐとともに、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築するために策定する。
- (3) 医学的知見に基づき、かつ、医療計画との調和を保つように策定する。
- (4) 本県では、医療圏ごとに医療資源等の状況が異なることから、各地域の実情を踏まえたものにするため、搬送先医療機関の選定の際に深く関係する「2号 医療機関リスト」及び「4号 選定基準」については、各医療圏単位の基準とする。なお、それ以外の基準については各医療圏共通のものとする（P3参照）。

## 4 実施基準が対象とする範囲

- (1) 実施基準は、緊急性、専門性、特殊性の観点から分類した重症の10の類型を対象とし、これに該当しないケースについては従来通りの救急搬送とする。
- (2) 医療機関相互における転院搬送は、実施基準の対象としない。

## 5 留意事項

- (1) 消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、実施基準を遵守しなければならない。（消防法第35条の7第1項）
- (2) 医療機関は、傷病者の受入れに当たっては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。（消防法第35条の7第2項）
- (3) 実施基準については、運用後もその実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行うこととする。

(参考)

傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準（実施基準）整理表

号	実施基準名	内 容	各医療 圏共通 の基準	各医療 圏単位 の基準
1	分類基準	傷病者の状況に応じた適切な医療の提供を行うために医療機関を分類する基準	○	
2	医療機関リスト	分類基準に基づき分類された医療機関の区分ごとに当該区分に該当する医療機関の名称を具体的に記載するもの		○
3	観察基準	救急隊が傷病者の症状等（状況）を観察（確認）するためのもの	○	
4	選定基準	救急隊が傷病者の観察に基づき医療機関リストの中から搬送すべき医療機関を選定するための基準		○
5	伝達基準	救急隊が搬送先として選定した医療機関に対して傷病者の状況を伝達するための基準	○	
6	受入医療機関確保基準	傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準及びその他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項	○	
7	その他基準	上記以外に傷病者の搬送及び受入れの実施に関して都道府県が必要と認める事項	○	

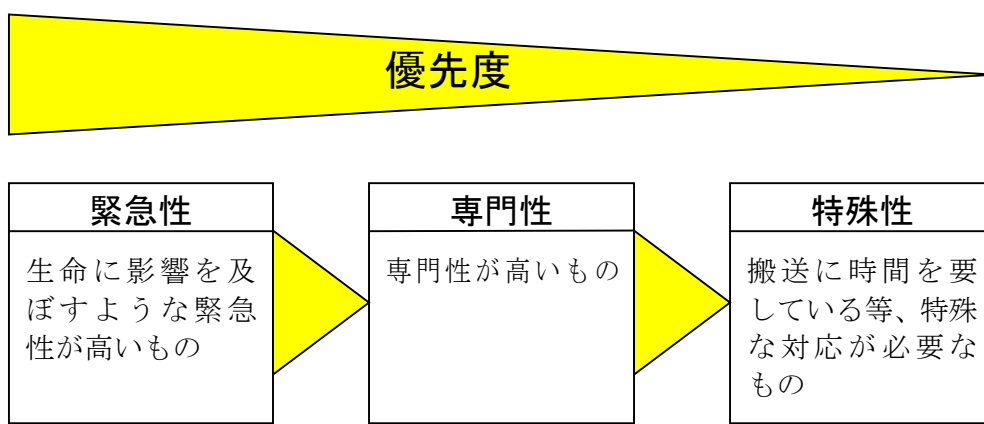
## Ⅱ 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準

### 第1号（分類基準）

傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準

第1号の基準（分類基準）は、傷病者の状況に応じた適切な医療の提供を行うために、医療機関を分類する基準を定めるものである。

分類基準については、傷病者の生命の危機の回避や後遺症の軽減などが図られるよう定める必要があり、優先度の高い順に緊急性、専門性及び特殊性の3つの観点から策定する必要があるとされている。



本県の分類基準については、傷病者の生命の危機の回避や後遺症の軽減等が図られると考えられる疾患、特殊な治療の必要性等から搬送先医療機関が限定的であると考えられる疾患など、搬送・受入れに関する基準を策定する必要があると考えられる疾患を考慮して次の10の類型を分類基準として定める。

### <分類基準>

#### (1) 緊急性

- ① 重篤（バイタルサイン等による）、② 脳卒中疑い
- ③ 心筋梗塞疑い（急性冠症候群疑い）、④ 多発外傷

#### (2) 専門性

- ⑤ 妊産婦、⑥ 自宅分娩、⑦ 小児

#### (3) 特殊性

- ⑧ 四肢断裂、⑨ 広範囲熱傷、⑩ 精神疾患

## 第2号（医療機関リスト）

### 分類基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称

第2号の基準（医療機関リスト）は、分類基準に基づき分類された傷病者の症状ごとに当該区分に該当する医療機関の名称を具体的に記載するものである。

本県の医療機関リストについては、4つの医療圏毎（富山、高岡、新川、砺波）に医療資源等の状況が異なることから、地域の実情を考慮して4つの医療圏毎に定める。また、「平日の日中」と「休日・夜間」において、診療時間や医療スタッフ等の影響で傷病者の受入れ状況が異なること、また、本県で運用している病院群輪番制度との関係等から、両者を区別して医療機関リストを定める。

救急隊は、医療機関へ傷病者を搬送する場合、第4号の選定基準に基づき、このリストに掲載された医療機関へ傷病者の受入照会を行う。ただし、リストに掲載されていない場合でも、傷病者の症状・病態によっては、対応できる医療機関（県外の医療機関を含む。）へ例外的に受入照会及び搬送をすることができることとする。

医療機関は、傷病者の受入れにあたっては、救急隊からの受入照会に応じるよう努めるものとするが、事情により傷病者を受け入れることができない場合もある。

なお、分類基準に基づき分類された症状で「①重篤」と②～⑩の疾患が重複する場合は、②～⑩の疾患の医療機関リストを優先することとする。

#### < 4 医療圏構成消防(局)本部 >

医療圏名	消防(局)本部名
富山医療圏	富山市消防局、富山県東部消防組合消防本部、立山町消防本部
高岡医療圏	高岡市消防本部、射水市消防本部
新川医療圏	富山県東部消防組合消防本部、新川地域消防本部
砺波医療圏	砺波地域消防組合消防本部

#### < 病院群輪番制度 >

医療圏単位で、圏域内の複数の病院が、当番制により休日及び夜間における診療体制の確保を図るもので、以下の医療機関が参加している。

医療圏名	医療機関名
富山医療圏	富山県立中央病院、富山市民病院、富山赤十字病院、済生会富山病院、厚生連滑川病院、かみいち総合病院、富山大学附属病院
高岡医療圏	厚生連高岡病院、高岡市民病院、JCHO 高岡ふしき病院、済生会高岡病院、金沢医科大学氷見市民病院、射水市民病院
新川医療圏	あさひ総合病院、富山労災病院、黒部市民病院
砺波医療圏	市立砺波総合病院、南砺市民病院、北陸中央病院、公立南砺中央病院

＜富山医療圏＞（富山市、富山県東部消防組合（滑川市、上市町、舟橋村）、立山町）消防(局)本部

傷病者の症状		平日の日中	休日・夜間
緊急性	① 重篤（バイタルサイン等による）	富山県立中央病院 富山市民病院 富山赤十字病院 済生会富山病院 厚生連滑川病院 かみいち総合病院 富山大学附属病院 富山西総合病院	富山県立中央病院 富山市民病院 富山赤十字病院 済生会富山病院 厚生連滑川病院 かみいち総合病院 富山大学附属病院 富山西総合病院
	② 脳卒中疑い		
	t-P A適応	済生会富山病院 富山県立中央病院 富山大学附属病院 富山市民病院 富山赤十字病院	済生会富山病院 富山県立中央病院 富山大学附属病院 富山市民病院 富山赤十字病院
	くも膜下出血	済生会富山病院 富山県立中央病院 富山大学附属病院 富山市民病院 富山赤十字病院	済生会富山病院 富山県立中央病院 富山大学附属病院 富山市民病院 富山赤十字病院
	その他	済生会富山病院 富山県立中央病院 富山大学附属病院 富山市民病院 富山赤十字病院 富山西総合病院 杉野脳神経外科病院 厚生連滑川病院 かみいち総合病院	済生会富山病院 富山県立中央病院 富山大学附属病院 富山市民病院 富山赤十字病院 厚生連滑川病院 富山西総合病院
③ 心筋梗塞疑い （急性冠症候群疑い）	富山県立中央病院 富山大学附属病院 済生会富山病院 富山市民病院 富山赤十字病院	富山県立中央病院 富山大学附属病院 済生会富山病院 富山市民病院 富山赤十字病院	
④ 多発外傷	富山県立中央病院 富山市民病院 富山赤十字病院 厚生連滑川病院 富山大学附属病院	富山県立中央病院 富山市民病院 富山赤十字病院 厚生連滑川病院 富山大学附属病院	

傷病者の症状		平日の日中	休日・夜間
専門性	⑤ 妊産婦 (○…NICUを有する医療機関)	○富山県立中央病院 ○富山大学附属病院	○富山県立中央病院 ○富山大学附属病院
	⑥ 自宅分娩 (○…NICUを有する医療機関)	○富山県立中央病院 ○富山大学附属病院	○富山県立中央病院 ○富山大学附属病院
	⑦ 小児	富山県立中央病院 富山市民病院 富山赤十字病院 かみいち総合病院 富山大学附属病院 富山西総合病院 国立病院機構富山病院	富山県立中央病院 富山市民病院 富山大学附属病院
特殊性	⑧ 四肢断裂	富山県立中央病院 富山市民病院 富山大学附属病院	富山県立中央病院 富山市民病院 富山大学附属病院
	⑨ 広範囲熱傷	富山県立中央病院 富山市民病院 富山大学附属病院	富山県立中央病院 富山市民病院 富山大学附属病院
	⑩ 精神疾患	平日の日中 (9時～17時)  富山県立中央病院、富山市民病院 かみいち総合病院 厚生連滑川病院 魚津神経サナトリウム 魚津緑ヶ丘病院 常願寺病院、佐々木病院 南富山中川病院、藤の木病院 有沢橋病院、谷野呉山病院 独立行政法人国立病院機構北陸病院 高岡市民病院、市立砺波総合病院 富山大学附属病院、呉陽病院 太閤山病院、川田病院 グリーンヒルズ若草病院 柴田病院、矢後病院 砺波サナトリウム福井病院 小矢部大家病院、松岡病院 駅南あずさ病院	休日・夜間 (17時～翌朝9時)  精神科救急情報センター  富山県立中央病院、富山市民病院 かみいち総合病院 魚津神経サナトリウム 魚津緑ヶ丘病院 常願寺病院、佐々木病院 南富山中川病院 有沢橋病院、谷野呉山病院 独立行政法人国立病院機構北陸病院 高岡市民病院、市立砺波総合病院 富山大学附属病院、呉陽病院 太閤山病院、川田病院 グリーンヒルズ若草病院 柴田病院、矢後病院 砺波サナトリウム福井病院 小矢部大家病院、松岡病院 駅南あずさ病院



**<高岡医療圏> (高岡市 (高岡市、氷見市)、射水市) 消防本部**

傷病者の症状		平日の日中	休日・夜間
<b>緊急性</b>	① 重篤 (バイタルサイン等による)	厚生連高岡病院 高岡市民病院 JCHO 高岡ふしき病院 済生会高岡病院 金沢医科大学氷見市民病院 射水市民病院	厚生連高岡病院 高岡市民病院 JCHO 高岡ふしき病院 済生会高岡病院 金沢医科大学氷見市民病院 射水市民病院
	② 脳卒中疑い		
	t-P A 適応	厚生連高岡病院 高岡市民病院 済生会高岡病院	厚生連高岡病院 高岡市民病院 済生会高岡病院
	くも膜下出血	厚生連高岡病院 高岡市民病院 済生会高岡病院 金沢医科大学氷見市民病院	厚生連高岡病院 高岡市民病院 済生会高岡病院 金沢医科大学氷見市民病院
	その他	厚生連高岡病院 高岡市民病院 済生会高岡病院 JCHO 高岡ふしき病院 金沢医科大学氷見市民病院 射水市民病院	厚生連高岡病院 高岡市民病院 済生会高岡病院 金沢医科大学氷見市民病院 射水市民病院
③ 心筋梗塞疑い (急性冠症候群疑い)	高岡市民病院 厚生連高岡病院 済生会高岡病院 みなみの杜病院 金沢医科大学氷見市民病院 射水市民病院	高岡市民病院 厚生連高岡病院 済生会高岡病院 みなみの杜病院 金沢医科大学氷見市民病院 射水市民病院	
④ 多発外傷	厚生連高岡病院 高岡市民病院 済生会高岡病院 金沢医科大学氷見市民病院	厚生連高岡病院 高岡市民病院 済生会高岡病院 金沢医科大学氷見市民病院	

傷病者の症状		平日の日中	休日・夜間
専門性	⑤ 妊産婦 (○…NICUを有する 医療機関)	○厚生連高岡病院	○厚生連高岡病院
	⑥ 自宅分娩 (○…NICUを有する 医療機関)	○厚生連高岡病院	○厚生連高岡病院
	⑦ 小児	厚生連高岡病院 高岡市民病院 JCHO 高岡ふしき病院 済生会高岡病院 金沢医科大学氷見市民病院	厚生連高岡病院 高岡市民病院 済生会高岡病院 金沢医科大学氷見市民病院
特殊性	⑧ 四肢断裂	厚生連高岡病院 高岡市民病院	厚生連高岡病院 高岡市民病院
	⑨ 広範囲熱傷	厚生連高岡病院 高岡市民病院	厚生連高岡病院 高岡市民病院
	⑩ 精神疾患	平日の日中 (9時～17時)  富山県立中央病院、富山市民病院 かみいち総合病院 厚生連滑川病院 魚津神経サナトリウム 魚津緑ヶ丘病院 常願寺病院、佐々木病院 南富山中川病院、藤の木病院 有沢橋病院、谷野呉山病院 国立病院機構北陸病院 高岡市民病院、市立砺波総合病院 富山大学附属病院、呉陽病院 太閤山病院、川田病院 グリーンヒルズ若草病院 柴田病院、矢後病院 砺波サナトリウム福井病院 小矢部大家病院、松岡病院 駅南あずさ病院	休日・夜間 (17時～翌朝9時)  精神科救急情報センター  富山県立中央病院、富山市民病院 かみいち総合病院 魚津神経サナトリウム 魚津緑ヶ丘病院 常願寺病院、佐々木病院 南富山中川病院 有沢橋病院、谷野呉山病院 国立病院機構北陸病院 高岡市民病院、市立砺波総合病院 富山大学附属病院、呉陽病院 太閤山病院、川田病院 グリーンヒルズ若草病院 柴田病院、矢後病院 砺波サナトリウム福井病院 小矢部大家病院、松岡病院 駅南あずさ病院

＜新川医療圏＞（富山県東部消防組合（魚津市）、新川地域消防組合（黒部市、入善町、朝日町））消防本部

傷病者の症状		平日の日中	休日・夜間
緊急性	① 重篤（バイタルサイン等による）	あさひ総合病院 富山労災病院 黒部市民病院	あさひ総合病院 富山労災病院 黒部市民病院
	② 脳卒中疑い		
	t-P A適応	富山労災病院 黒部市民病院	富山労災病院 黒部市民病院
	くも膜下出血	富山労災病院 黒部市民病院	富山労災病院 黒部市民病院
	その他	富山労災病院 黒部市民病院 あさひ総合病院	富山労災病院 黒部市民病院 あさひ総合病院
	③ 心筋梗塞疑い （急性冠症候群疑い）	黒部市民病院 富山労災病院	黒部市民病院 富山労災病院
④ 多発外傷	あさひ総合病院 富山労災病院 黒部市民病院	あさひ総合病院 富山労災病院 黒部市民病院	

傷病者の症状		平日の日中	休日・夜間
専門性	⑤ 妊産婦 (○…NICUを有する 医療機関)	○黒部市民病院	○黒部市民病院
	⑥ 自宅分娩 (○…NICUを有する 医療機関)	○黒部市民病院	○黒部市民病院
	⑦ 小児	あさひ総合病院 黒部市民病院 坂東病院	黒部市民病院
特殊性	⑧ 四肢断裂	富山労災病院 黒部市民病院	富山労災病院 黒部市民病院
	⑨ 広範囲熱傷	富山労災病院 黒部市民病院	富山労災病院 黒部市民病院
	⑩ 精神疾患	平日の日中 (9時～17時)  富山県立中央病院、富山市民病院 かみいち総合病院 厚生連滑川病院 魚津神経サナトリウム 魚津緑ヶ丘病院 常願寺病院、佐々木病院 南富山中川病院、藤の木病院 有沢橋病院、谷野呉山病院 国立病院機構北陸病院 高岡市民病院、市立砺波総合病院 富山大学附属病院、呉陽病院 太閤山病院、川田病院 グリーンヒルズ若草病院 柴田病院、矢後病院 砺波サナトリウム福井病院 小矢部大家病院、松岡病院 駅南あずさ病院	休日・夜間 (17時～翌朝9時)  精神科救急情報センター  富山県立中央病院、富山市民病院 かみいち総合病院 魚津神経サナトリウム 魚津緑ヶ丘病院 常願寺病院、佐々木病院 南富山中川病院 有沢橋病院、谷野呉山病院 国立病院機構北陸病院 高岡市民病院、市立砺波総合病院 富山大学附属病院、呉陽病院 太閤山病院、川田病院 グリーンヒルズ若草病院 柴田病院、矢後病院 砺波サナトリウム福井病院 小矢部大家病院、松岡病院 駅南あずさ病院

＜砺波医療圏＞ 砺波地域消防組合消防本部（砺波市、小矢部市、南砺市）

傷病者の症状		平日の日中	休日・夜間
緊急性	① 重篤（バイタルサイン等による）	市立砺波総合病院 南砺市民病院 北陸中央病院 公立南砺中央病院	市立砺波総合病院 南砺市民病院 北陸中央病院 公立南砺中央病院
	② 脳卒中疑い		
	t-P A 適応	市立砺波総合病院 南砺市民病院	市立砺波総合病院 南砺市民病院
	くも膜下出血	市立砺波総合病院	市立砺波総合病院
	その他	市立砺波総合病院 北陸中央病院 公立南砺中央病院 南砺市民病院	市立砺波総合病院 北陸中央病院 公立南砺中央病院 南砺市民病院
	③ 心筋梗塞疑い （急性冠症候群疑い）	市立砺波総合病院	市立砺波総合病院
④ 多発外傷	市立砺波総合病院	市立砺波総合病院	

傷病者の症状		平日の日中	休日・夜間
専門性	⑤ 妊産婦 (○…NICUを有する 医療機関)	○市立砺波総合病院	○市立砺波総合病院
	⑥ 自宅分娩 (○…NICUを有する 医療機関)	○市立砺波総合病院	○市立砺波総合病院
	⑦ 小児	市立砺波総合病院 南砺市民病院	市立砺波総合病院 南砺市民病院
特殊性	⑧ 四肢断裂	市立砺波総合病院	市立砺波総合病院
	⑨ 広範囲熱傷	市立砺波総合病院	市立砺波総合病院
	⑩ 精神疾患	平日の日中 (9時～17時)  富山県立中央病院、富山市民病院 かみいち総合病院 厚生連滑川病院 魚津神経サナトリウム 魚津緑ヶ丘病院 常願寺病院、佐々木病院 南富山中川病院、藤の木病院 有沢橋病院、谷野呉山病院 国立病院機構北陸病院 高岡市民病院、市立砺波総合病院 富山大学附属病院、呉陽病院 太閤山病院、川田病院 グリーンヒルズ若草病院 柴田病院、矢後病院 砺波サナトリウム福井病院 小矢部大家病院、松岡病院 駅南あずさ病院	休日・夜間 (17時～翌朝9時)  精神科救急情報センター  富山県立中央病院、富山市民病院 かみいち総合病院 魚津神経サナトリウム 魚津緑ヶ丘病院 常願寺病院、佐々木病院 南富山中川病院 有沢橋病院、谷野呉山病院 国立病院機構北陸病院 高岡市民病院、市立砺波総合病院 富山大学附属病院、呉陽病院 太閤山病院、川田病院 グリーンヒルズ若草病院 柴田病院、矢後病院 砺波サナトリウム福井病院 小矢部大家病院、松岡病院 駅南あずさ病院

### 第3号（観察基準）

#### 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準

第3号の基準（観察基準）は、救急隊が傷病者の症状等（状況）を観察（確認）するためのものである。

本県の観察基準については、現在、県内の消防機関で使用されている「傷病者引渡書」（富山県消防長会作成）を共通項目として定める。また、傷病者の状況が第1号の分類基準のどの分類に該当するか判断するためのポイントを疾患別項目として定める。

なお、救急隊が観察基準に基づき、傷病者の状況を観察した結果、第1号の分類基準のいずれかの分類に該当すると判断された場合には、実施基準適用となり第4号の選定基準へ入ることとなる。一方、第1号の分類基準のいずれの分類にも該当しないと判断された場合には、実施基準適用外となり従来通りの救急搬送を実施することとなる。

## ○ 疾患別項目

### <緊急性>

#### ① 重篤

※ 以下のいずれかが認められる場合 → **実施基準**を適用。

##### 【成人におけるバイタルサイン】

- 意識：JCS100 以上
- 呼吸：10 回／分未満又は 30 回／分以上、呼吸音の左右差、異常呼吸
- 脈拍：120 回／分以上又は 50 回／分未満
- 血圧：収縮期血圧 90mmHg 未満又は収縮期血圧 200mmHg 以上
- SpO<sub>2</sub>：90%未満
- その他：ショック状態、心肺停止状態

##### 【新生児（生後 28 日未満）におけるバイタルサイン】

- 意識：JCS100 以上
- 呼吸：30 回／分未満又は 50 回／分以上、呼吸音の左右差、異常呼吸
- 脈拍：150 回／分以上又は 100 回／分未満
- 血圧：収縮期血圧 70mmHg 未満
- SpO<sub>2</sub>：90%未満
- その他：出生後 5 分以上のアプガースコア 7 点以下、  
ショック状態、心肺停止状態

##### 【乳児（生後 28 日から 1 歳未満）におけるバイタルサイン】

- 意識：JCS100 以上
- 呼吸：20 回／分未満又は 30 回／分以上、呼吸音の左右差、異常呼吸
- 脈拍：120 回／分以上又は 80 回／分未満
- 血圧：収縮期血圧 80mmHg 未満
- SpO<sub>2</sub>：90%未満
- その他：ショック状態、心肺停止状態

##### 【幼児（1 歳から 6 歳未満）におけるバイタルサイン】

- 意識：JCS100 以上
- 呼吸：20 回／分未満又は 30 回／分以上、呼吸音の左右差、異常呼吸
- 脈拍：110 回／分以上又は 60 回／分未満
- 血圧：収縮期血圧 80mmHg 未満
- SpO<sub>2</sub>：90%未満
- その他：ショック状態、心肺停止状態



## ② 脳卒中疑い

※ 以下のいずれかが認められる場合 → **実施基準**を適用。

- 片方の手足・顔半分の麻痺・しびれ（手足のみ、顔のみの場合あり）
- ロレツが回らない、言葉が出ない、他人の言うことが理解できない
- 力はあるのに、立てない、歩けない、フラフラする
- 片方の目が見えない、物が二つに見える、視野の半分が欠ける
- 経験したことのない激しい頭痛 → **くも膜下出血**

## ③ 心筋梗塞疑い（急性冠症候群疑い）

※ 以下のいずれかが認められる場合 → **実施基準**を適用。

- 20 分以上の改善しない持続する胸痛
- 冷汗や顔面蒼白などの症状を呈する胸痛
- ショックや循環不全を合併した胸痛
- 心電図上心筋梗塞を疑わせる波形が観察される
- 既往症がある（狭心症（ニトロ製剤服用）、心筋梗塞等）

④ 多発外傷															
	<p>※ スケールⅠ、スケールⅡの観察の結果、ロード&amp;ゴーと判断される場合 → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実施基準</span>を適用。</p>														
スケールⅠ	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 同乗者の死亡</td> <td><input type="checkbox"/> 車の横転</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 車から放り出された</td> <td><input type="checkbox"/> 転倒したバイクと運転者の距離：大</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 車に轢かれた</td> <td><input type="checkbox"/> 自動車が行歩者・自転車に衝突</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5m以上跳ね飛ばされた</td> <td><input type="checkbox"/> 機械器具に巻き込まれた</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 車が高度に損傷している</td> <td><input type="checkbox"/> 体幹部が挟まれた</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 救出に20分以上要した</td> <td><input type="checkbox"/> 高所墜落</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 同乗者の死亡	<input type="checkbox"/> 車の横転	<input type="checkbox"/> 車から放り出された	<input type="checkbox"/> 転倒したバイクと運転者の距離：大	<input type="checkbox"/> 車に轢かれた	<input type="checkbox"/> 自動車が行歩者・自転車に衝突	<input type="checkbox"/> 5m以上跳ね飛ばされた	<input type="checkbox"/> 機械器具に巻き込まれた	<input type="checkbox"/> 車が高度に損傷している	<input type="checkbox"/> 体幹部が挟まれた	<input type="checkbox"/> 救出に20分以上要した	<input type="checkbox"/> 高所墜落		
<input type="checkbox"/> 同乗者の死亡	<input type="checkbox"/> 車の横転														
<input type="checkbox"/> 車から放り出された	<input type="checkbox"/> 転倒したバイクと運転者の距離：大														
<input type="checkbox"/> 車に轢かれた	<input type="checkbox"/> 自動車が行歩者・自転車に衝突														
<input type="checkbox"/> 5m以上跳ね飛ばされた	<input type="checkbox"/> 機械器具に巻き込まれた														
<input type="checkbox"/> 車が高度に損傷している	<input type="checkbox"/> 体幹部が挟まれた														
<input type="checkbox"/> 救出に20分以上要した	<input type="checkbox"/> 高所墜落														
スケールⅡ	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 顔面骨骨折</td> <td><input type="checkbox"/> 頭部、胸部、腹部、頸部または鼠径部への穿痛性外傷（刺創、銃創、杵創など）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 頸部または胸部の皮下気腫</td> <td><input type="checkbox"/> 15%以上の熱傷を複合している外傷、顔面または気道の熱傷</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 外頸静脈の著しい怒張</td> <td><input type="checkbox"/> デグロービング損傷</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 胸郭の動揺、フレイルチェスト</td> <td><input type="checkbox"/> 四肢の麻痺</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 腹部膨隆、腹壁緊張</td> <td><input type="checkbox"/> ショック状態</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 骨盤骨折（骨盤の動揺、圧痛、下肢長差）</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 両側大腿骨骨折（大腿の変形、出血、腫脹、圧痛、下肢長差）</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 顔面骨骨折	<input type="checkbox"/> 頭部、胸部、腹部、頸部または鼠径部への穿痛性外傷（刺創、銃創、杵創など）	<input type="checkbox"/> 頸部または胸部の皮下気腫	<input type="checkbox"/> 15%以上の熱傷を複合している外傷、顔面または気道の熱傷	<input type="checkbox"/> 外頸静脈の著しい怒張	<input type="checkbox"/> デグロービング損傷	<input type="checkbox"/> 胸郭の動揺、フレイルチェスト	<input type="checkbox"/> 四肢の麻痺	<input type="checkbox"/> 腹部膨隆、腹壁緊張	<input type="checkbox"/> ショック状態	<input type="checkbox"/> 骨盤骨折（骨盤の動揺、圧痛、下肢長差）		<input type="checkbox"/> 両側大腿骨骨折（大腿の変形、出血、腫脹、圧痛、下肢長差）	
<input type="checkbox"/> 顔面骨骨折	<input type="checkbox"/> 頭部、胸部、腹部、頸部または鼠径部への穿痛性外傷（刺創、銃創、杵創など）														
<input type="checkbox"/> 頸部または胸部の皮下気腫	<input type="checkbox"/> 15%以上の熱傷を複合している外傷、顔面または気道の熱傷														
<input type="checkbox"/> 外頸静脈の著しい怒張	<input type="checkbox"/> デグロービング損傷														
<input type="checkbox"/> 胸郭の動揺、フレイルチェスト	<input type="checkbox"/> 四肢の麻痺														
<input type="checkbox"/> 腹部膨隆、腹壁緊張	<input type="checkbox"/> ショック状態														
<input type="checkbox"/> 骨盤骨折（骨盤の動揺、圧痛、下肢長差）															
<input type="checkbox"/> 両側大腿骨骨折（大腿の変形、出血、腫脹、圧痛、下肢長差）															

## <専門性>

### ⑤ 妊産婦

- ・原則として、**かかりつけ医療機関**を選定。
- ・**かかりつけ医療機関が対応不可能な（または無い）**場合で、  
以下のいずれかが認められる場合 → **実施基準**を適用。

- |                                  |  |
|----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 大量の性器出血 | <input type="checkbox"/> 出血傾向（血液が固まらない、注射部位よりの出血、紫斑など） |
| <input type="checkbox"/> 腹部激痛    | <input type="checkbox"/> 子癇前駆症状                        |
| <input type="checkbox"/> 腹膜刺激症状  | ①中枢神経症状（激しい頭痛あるいはめまい）                                  |
| <input type="checkbox"/> 異常分娩    | ②消化器症状（激しい上腹部痛、激しい嘔気あるいは嘔吐）                            |
| <input type="checkbox"/> 呼吸困難    | ③眼症状（眼がちかちかする、視力障害あるいは視野障害）                            |
| <input type="checkbox"/> チアノーゼ   |  |
| <input type="checkbox"/> 痙攣      |  |

### ⑥ 自宅分娩

- ・原則として、**かかりつけ医療機関**を選定。
- ・**かかりつけ医療機関が対応不可能な（または無い）**場合で、  
以下のいずれかが認められる場合 → **実施基準**を適用。

- 早産児あるいは低出生体重児である（または推測される）場合
- 新生児の呼吸状態あるいは全身状態に問題があると判断される場合（⑦小児の観察基準が適用される場合）
- 母体に緊急を要する問題があると判断される場合（⑤妊産婦の観察基準が適用される場合）

### ⑦ 小児

- ※ 以下のいずれかが認められる場合 → **実施基準**を適用。

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| <input type="checkbox"/> 多発外表奇形の新生児           | } 新生児<br>特有 | <input type="checkbox"/> 出血傾向（血液が固まらない、注射部位よりの出血、紫斑など） |
| <input type="checkbox"/> 妊娠 37 週未満の新生児        |             | <input type="checkbox"/> 瞳孔異常（散瞳、縮瞳）                   |
| <input type="checkbox"/> 高度の黄疸                |             | <input type="checkbox"/> 痙攣の持続                         |
| <input type="checkbox"/> 低体温                  |             | <input type="checkbox"/> 異常な不機嫌                        |
| <input type="checkbox"/> 頻回の嘔吐あるいは胆汁性の嘔吐      |             | <input type="checkbox"/> 異常な興奮                         |
| <input type="checkbox"/> 脱水症状（皮膚乾燥、弾力なし）      |             | <input type="checkbox"/> ぐったり                          |
| <input type="checkbox"/> 意思疎通ができない(親と視線が合わない) |             |  |
| <input type="checkbox"/> チアノーゼ                |             |  |

<特殊性>

⑧ 四肢断裂

※ 以下のいずれかが認められる場合 → **実施基準**を適用。

- 四肢切断
- 多指切断（例えば手指 2 本、足指 3 本）

⑨ 広範囲熱傷

※ 以下のいずれかが認められる場合 → **実施基準**を適用。

- |                                       |      |   |          |
|---------------------------------------|------|---|----------|
| <input type="checkbox"/> II度熱傷 20%以上  | } 成人 | <input type="checkbox"/> II度熱傷 10%以上    | } 小児、高齢者 |
| <input type="checkbox"/> III度熱傷 10%以上 |      | <input type="checkbox"/> III度熱傷 5%以上    |          |
| <input type="checkbox"/> 化学熱傷         |      | <input type="checkbox"/> 顔、手、足、陰部、関節の熱傷 |          |
| <input type="checkbox"/> 電撃傷          |      | <input type="checkbox"/> 他の外傷を合併する熱傷    |          |
| <input type="checkbox"/> 気道熱傷         |      |   |          |

⑩ 精神疾患

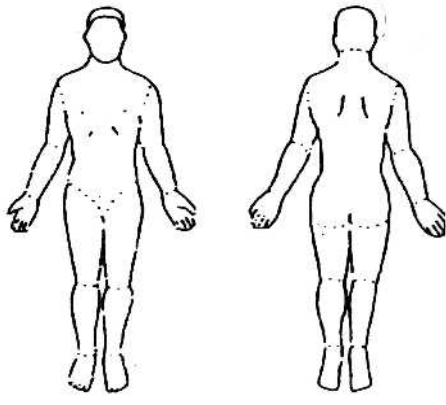
- ・原則として、高熱、意識障害、服薬中毒、外傷、骨折等の身体症状があり、内科・外科的処置及び観察を要する場合 → まずは**一般救急**へ搬送。
- ・内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関がある場合  
→ 原則、**かかりつけ医療機関**を選定。
- ・内科・外科的処置及び観察を要せず、以下のいずれかが認められ、  
かかりつけ医療機関が対応不可能な(または無い)場合 → **実施基準**を適用。

- 幻覚・妄想による奇異な行動を認め、支離滅裂で了解不能
- 興奮、落ち着きのない状態
- 強度の不安・焦燥状態
- 昏迷状態、無言・無反応・拒絶・拒食等
- 精神作用物質による精神症状
- 向精神薬による副作用【アカシジア(静坐不能)・急性ジストニア(眼球上転発作等)】

○ 共通項目

傷病者引渡書

年 月 日( )

出場先					事故種別	急病・交通・一般負傷・転院搬送・労働災害・加害 自損・運動競技・火災・水難・その他 ( )					
覚知	時	分	現着	時	分	現発	時	分	病着	時	分
ふりがな	男				住所						
氏名	女										
T・S・H・R	年	月	日生	( 歳 )	☎ ( )	-					
事故概要等								① 打撲 ② 挫創 ③ 切創 ④ 刺創 ⑤ 擦過傷 ⑥ 脱臼 ⑦ 骨折 ⑧ 変形 ⑨ 捻挫 ⑩ 血腫 ⑪ 熱傷 ⑫ ( )			
バイタルサイン	観察時間		時 分		時 分		時 分				
	意識レベル	清明	1・2・3	10・20・30	100・200・300	JCS		JCS			
			R. 不穏状態	I. 糞尿失禁	A. 自発性喪失						
	呼吸	正常	浅・深・喘鳴・陥没・鼻翼・下顎 ( )		回/分	感ぜず	回/分		回/分		
	脈拍	正常	強・弱・不整 ( )		回/分	触れず	回/分		回/分		
	血圧	/			mmHg	測定不能	/ mmHg		/ mmHg		
	SpO2	% (O2= ) 投与後→			%	測定不能	%		%		
	瞳孔	正常	右 mm	左 mm	偏視 ( ) 眼振	散大	体温等	℃	発汗・悪寒 浮腫・衰弱		
対光	正常	右 (正常・鈍い・なし)・左 (正常・鈍い・なし)		なし							
外見	歩行	可能	困難・不能	運動不能 (仰・側・腹・坐)		出血	なし	皮下血腫・小・中・大・止			
	顔色	正常	蒼白・紅潮・黄疸色・土気色・チアノーゼ		痙攣	なし	継続・治まった(約 )分 局部・全身 - 間代・強直				
	表情	正常	興奮・不安・苦悶・うつろ・ぐったり・無表情		麻痺	なし	知覚・運動 (上・下)肢・顔面・全身 (上・下・左・右)半身 言語障害 (軽・重)				
	嘔吐等	なし	嘔気・嘔吐・喀血・吐血・性器出血・下血								
痛み	なし	持続・周期 時 分頃から	頭・頸・胸 腹・腰・背 (上・下)肢	鈍痛・激痛 限局痛・放散痛 圧痛・反跳痛							
病歴	なし	病名				主治医 ( ) 病・医院					
		病・医院 (入院・通院) 年 月～ 年 月						科		医師	
応急処置	気道確保 ( )・心肺蘇生法・胸骨圧迫 人工呼吸・酸素吸入・心電図 (伝送)・保温・被覆・止血・固定 その他 ( )					家族等への連絡	☎ ( ) -				
	特定行為等	実施時間		実施状況		傷病者の所持品					
	気道確保	時 分				救急車同乗者	有・無 家族・友人・( )				
	輸液	時 分									
	除細動	時 分									
	薬剤投与	時 分									
血糖測定	時 分		mg/dl			バイスタンダー CPR	有・無 ( )				
		救急救命士	指示医	病院	医師						
○○消防本部 (局)		消防署		救急隊		救急隊長					

#### 第4号（選定基準）

##### 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準

第4号の基準（選定基準）は、救急隊が、傷病者の観察に基づき医療機関リストの中から搬送すべき医療機関を選定するための基準である。

なお、本基準で定める「選定」とは、「搬送先候補となる医療機関へ受入照会（連絡）する」ことを言う。

本県の選定基準については、地域によって医療資源等の状況が異なり、搬送先医療機関の選定状況にも違いが見られることから、4つの医療圏毎に定めることとする。

また、「平日の日中」と「休日・夜間」において、診療時間や医療スタッフ等の影響で傷病者の受入れ状況が異なること、また、本県で運用している病院群輪番制度との関係等から、両者を区別して選定基準を定めることとする。

なお、搬送先医療機関の選定については、原則、当該救急隊が所属する医療圏内の医療機関を選定するものとするが、次に掲げる場合には、他医療圏の医療機関にも傷病者の受入照会をすることができるものとする。

ただし、他医療圏の医療機関に傷病者の受入照会をする場合には、受入れ先医療圏の選定基準を適用するものとする。

- (1) 所属医療圏内の医療機関への傷病者の搬送・受入れが困難な場合
- (2) 所属医療圏内での医療機関では、対応できない症状・病態であると思われる場合
- (3) 所属医療圏内の医療機関への搬送に長時間を要すると見込まれる場合
- (4) 傷病者又は家族等から特定の医療機関へ搬送を依頼された場合（ただし、傷病者の症状・病態を考慮する）

## ＜富山医療圏＞（富山市、富山県東部消防組合（滑川市、上市町、舟橋村）、立山町）消防(局)本部

### （１）平日の日中

・ ①重篤、②脳卒中疑い、③心筋梗塞疑い(急性冠症候群疑い)、④多発外傷、⑦小児、⑧四肢断裂、⑨広範囲熱傷の場合は、原則として、医療機関リストの中から直近医療機関を選定する。

なお、傷病者の症状・病態等によっては、医療機関リストの中から対応できる医療機関を選定し、当該医療機関が受入れ可能であれば、搬送することができる。

・ ⑤妊産婦、⑥自宅分娩の場合は、第３号の観察基準において実施基準適用外<sup>※1</sup>と判断されれば、原則として、かかりつけ医療機関(医療機関リストへの掲載の有無に関わらない)を選定する。

一方、第３号の観察基準において実施基準適用<sup>※2</sup>と判断されれば、原則として、医療機関リストの中から直近医療機関を選定する。なお、医療機関リストに掲載された医療機関がいずれも受入不可の場合は、富山県立中央病院が最終的な受入れ調整を行うものとする。

※1 実施基準適用外…かかりつけ医療機関があり、対応可能な場合

※2 実施基準適用 …かかりつけ医療機関が対応不可能な（または無い）場合

・ ⑩精神疾患の場合は、第３号の観察基準において実施基準適用外<sup>※1</sup>と判断されれば、原則として、内科・外科的処置及び観察を要する場合は、一般救急を優先し、内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関がある場合は、原則として、かかりつけ医療機関(医療機関リストへの掲載の有無に関わらない)を選定する。

一方、第３号の観察基準において実施基準適用<sup>※2</sup>と判断されれば、原則として、医療機関リスト内の直近医療機関を選定する。

※1 実施基準適用外…内科・外科的処置及び観察を要する場合、若しくは、内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関があり対応可能な場合

※2 実施基準適用 …内科・外科的処置及び観察を要しないが、かかりつけ医療機関が対応不可能な（または無い）場合

## (2) 休日・夜間

・ ①重篤、②脳卒中疑い、③心筋梗塞疑い(急性冠症候群疑い)、⑦小児(外傷等を含む)の場合は、原則として、医療機関リストの中から輪番制における当番病院を選定する。

なお、傷病者の症状・病態等によっては、医療機関リストの中から対応できる医療機関を選定し、当該医療機関が受入れ可能であれば、搬送することができる。

また、医療機関リストに記載のある医療機関が管内に1つしかない消防本部においては、当番病院よりも管内の医療機関への搬送の方が適切であると判断される場合は、管内の医療機関を選定することもできる。

・ ④多発外傷、⑧四肢断裂、⑨広範囲熱傷の場合は、原則として、医療機関リストの中から輪番制における当番病院を選定する。ただし、医療機関リストに記載のある医療機関が管内に1つしかない消防本部において、当番病院よりも管内の医療機関への搬送の方が適切であると判断される場合は、管内の医療機関を選定することもできる。なお、医療機関リストの医療機関がいずれも当番日以外の場合は、富山県立中央病院または富山大学附属病院を選定するものとする。

・ ⑤妊産婦、⑥自宅分娩の場合は、第3号の観察基準において実施基準適用外<sup>※1</sup>と判断されれば、原則として、かかりつけ医療機関(医療機関リストへの掲載の有無に関わらない)を選定する。

一方、第3号の観察基準において実施基準適用<sup>※2</sup>と判断されれば、原則として、医療機関リストの中から直近医療機関を選定する。なお、医療機関リストに掲載された医療機関がいずれも受入れ不可の場合は、富山県立中央病院が最終的な受入れ調整を行うものとする。

※1 実施基準適用外…かかりつけ医療機関があり、対応可能な場合

※2 実施基準適用 …かかりつけ医療機関が対応不可能な(または無い)場合

・ ⑩精神疾患の場合は、第3号の観察基準において実施基準適用外<sup>※1</sup>と判断されれば、原則として、内科・外科的処置及び観察を要する場合は、一般救急を優先し、内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関がある場合は、原則として、かかりつけ医療機関(医療機関リストへの掲載の有無に関わらない)を選定する。

一方、第3号の観察基準において実施基準適用<sup>※2</sup>と判断されれば、原則として、精神科救急情報センターを通じて当番病院を選定する。当番病院が受入れ不可の場合は、情報センターが他の後方支援病院等の中から選定するものとする。

※1 実施基準適用外…内科・外科的処置及び観察を要する場合、若しくは、内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関があり対応可能な場合

※2 実施基準適用 …内科・外科的処置及び観察を要しないが、かかりつけ医療機関が対応不可能な(または無い)場合



## <高岡医療圏>（高岡市（高岡市、氷見市）、射水市）消防本部

### （１）平日の日中

・ ①重篤、②脳卒中疑い、③心筋梗塞疑い(急性冠症候群疑い)、④多発外傷、⑦小児、⑧四肢断裂、⑨広範囲熱傷の場合は、原則として、医療機関リストの中から直近医療機関を選定する。

なお、傷病者の症状・病態等によっては、医療機関リストの中から対応できる医療機関を選定し、当該医療機関が受入れ可能であれば、搬送することができる。

・ ⑤妊産婦、⑥自宅分娩の場合は、第３号の観察基準において実施基準適用外<sup>※1</sup>と判断されれば、原則として、かかりつけ医療機関(医療機関リストへの掲載の有無に関わらない)を選定する。

一方、第３号の観察基準において実施基準適用<sup>※2</sup>と判断されれば、原則として、厚生連高岡病院を選定する。なお、厚生連高岡病院が受入不可の場合は、他医療圏のNICUを有する医療機関を選定することとし、当該医療機関も受入不可の場合は、富山県立中央病院が最終的な受入れ調整を行うものとする。

※1 実施基準適用外…かかりつけ医療機関があり、対応可能な場合

※2 実施基準適用 …かかりつけ医療機関が対応不可能な（または無い）場合

・ ⑩精神疾患の場合は、第３号の観察基準において実施基準適用外<sup>※1</sup>と判断されれば、原則として、内科・外科的処置及び観察を要する場合は、一般救急を優先し、内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関がある場合は、原則として、かかりつけ医療機関(医療機関リストへの掲載の有無に関わらない)を選定する。

一方、第３号の観察基準において実施基準適用<sup>※2</sup>と判断されれば、原則として、医療機関リスト内の直近医療機関を選定する。

※1 実施基準適用外…内科・外科的処置及び観察を要する場合、若しくは、内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関があり対応可能な場合

※2 実施基準適用 …内科・外科的処置及び観察を要しないが、かかりつけ医療機関が対応不可能な（または無い）場合

## (2) 休日・夜間

・ ①重篤、②脳卒中疑い、③心筋梗塞疑い(急性冠症候群疑い)、④多発外傷、⑦小児、⑧四肢断裂、⑨広範囲熱傷の場合は、原則として、医療機関リストの中から輪番制における当番病院を選定する。また、⑧四肢断裂、⑨広範囲熱傷において、医療機関リストの医療機関がいずれも当番日以外の場合は、厚生連高岡病院を選定するものとする。なお、医療機関リストに記載のある医療機関が管内に1つしかない消防本部において、当番病院よりも管内の医療機関への搬送の方が適切であると判断される場合は、管内の医療機関を選定することもできる。

・ ⑤妊産婦、⑥自宅分娩の場合は、第3号の観察基準において実施基準適用外<sup>※1</sup>と判断されれば、原則として、かかりつけ医療機関(医療機関リストへの掲載の有無に関わらない)を選定する。

一方、第3号の観察基準において実施基準適用<sup>※2</sup>と判断されれば、原則として、厚生連高岡病院を選定する。なお、厚生連高岡病院が受入不可の場合は、他医療圏のNICUを有する医療機関を選定することとし、当該医療機関も受入不可の場合は、富山県立中央病院が最終的な受入れ調整を行うものとする。

※1 実施基準適用外…かかりつけ医療機関があり、対応可能な場合

※2 実施基準適用 …かかりつけ医療機関が対応不可能な(または無い)場合

・ ⑩精神疾患の場合は、第3号の観察基準において実施基準適用外<sup>※1</sup>と判断されれば、原則として、内科・外科的処置及び観察を要する場合は、一般救急を優先し、内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関がある場合は、原則として、かかりつけ医療機関(医療機関リストへの掲載の有無に関わらない)を選定する。

一方、第3号の観察基準において実施基準適用<sup>※2</sup>と判断されれば、原則として、精神科救急情報センターを通じて当番病院を選定する。当番病院が受入れ不可の場合は、情報センターが他の後方支援病院等の中から選定するものとする。

※1 実施基準適用外…内科・外科的処置及び観察を要する場合、若しくは、内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関があり対応可能な場合

※2 実施基準適用 …内科・外科的処置及び観察を要しないが、かかりつけ医療機関が対応不可能な(または無い)場合

## ＜新川医療圏＞（富山県東部消防組合（魚津市）、新川地域消防組合（黒部市、入善町、朝日町））消防本部

### （１）平日の日中

・ ①重篤、②脳卒中疑い、③心筋梗塞疑い(急性冠症候群疑い)、④多発外傷、⑦小児、⑧四肢断裂、⑨広範囲熱傷の場合は、原則として、医療機関リストの中から直近医療機関を選定する。

なお、傷病者の症状・病態等によっては、医療機関リストの中から対応できる医療機関を選定し、当該医療機関が受入れ可能であれば、搬送することができる。

・ ⑤妊産婦、⑥自宅分娩の場合は、第３号の観察基準において実施基準適用外<sup>※1</sup>と判断されれば、原則として、かかりつけ医療機関(医療機関リストへの掲載の有無に関わらない)を選定する。

一方、第３号の観察基準において実施基準適用<sup>※2</sup>と判断されれば、原則として、黒部市民病院を選定する。なお、黒部市民病院が受入不可の場合は、他医療圏のNICUを有する医療機関を選定することとし、当該医療機関も受入不可の場合は、富山県立中央病院が最終的な受入れ調整を行うものとする。

※1 実施基準適用外…かかりつけ医療機関があり、対応可能な場合

※2 実施基準適用 …かかりつけ医療機関が対応不可能な（または無い）場合

・ ⑩精神疾患の場合は、第３号の観察基準において実施基準適用外<sup>※1</sup>と判断されれば、原則として、内科・外科的処置及び観察を要する場合は、一般救急を優先し、内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関がある場合は、原則として、かかりつけ医療機関(医療機関リストへの掲載の有無に関わらない)を選定する。

一方、第３号の観察基準において実施基準適用<sup>※2</sup>と判断されれば、原則として、医療機関リスト内の直近医療機関を選定する。

※1 実施基準適用外…内科・外科的処置及び観察を要する場合、若しくは、内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関があり対応可能な場合

※2 実施基準適用 …内科・外科的処置及び観察を要しないが、かかりつけ医療機関が対応不可能な（または無い）場合

## (2) 休日・夜間

・ ①重篤、②脳卒中疑い、③心筋梗塞疑い(急性冠症候群疑い)、④多発外傷、⑦小児、⑧四肢断裂、⑨広範囲熱傷の場合は、原則として、医療機関リストの中から直近医療機関を選定する。

・ ⑤妊産婦、⑥自宅分娩の場合は、第3号の観察基準において実施基準適用外<sup>※1</sup>と判断されれば、原則として、かかりつけ医療機関(医療機関リストへの掲載の有無に関わらない)を選定する。

一方、第3号の観察基準において実施基準適用<sup>※2</sup>と判断されれば、原則として、黒部市民病院を選定する。なお、黒部市民病院が受入不可の場合は、他医療圏のNICUを有する医療機関を選定することとし、当該医療機関も受入不可の場合は、富山県立中央病院が最終的な受入れ調整を行うものとする。

※1 実施基準適用外…かかりつけ医療機関があり、対応可能な場合

※2 実施基準適用 …かかりつけ医療機関が対応不可能な(または無い)場合

・ ⑩精神疾患の場合は、第3号の観察基準において実施基準適用外<sup>※1</sup>と判断されれば、原則として、内科・外科的処置及び観察を要する場合は、一般救急を優先し、内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関がある場合は、原則として、かかりつけ医療機関(医療機関リストへの掲載の有無に関わらない)を選定する。

一方、第3号の観察基準において実施基準適用<sup>※2</sup>と判断されれば、原則として、精神科救急情報センターを通じて当番病院を選定する。当番病院が受入れ不可の場合は、情報センターが他の後方支援病院等の中から選定するものとする。

※1 実施基準適用外…内科・外科的処置及び観察を要する場合、若しくは、内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関があり対応可能な場合

※2 実施基準適用 …内科・外科的処置及び観察を要しないが、かかりつけ医療機関が対応不可能な(または無い)場合

## ＜砺波医療圏＞ 砺波地域消防組合消防本部（砺波市、小矢部市、南砺市）

### （１）平日の日中

・ ①重篤、②脳卒中疑い、③心筋梗塞疑い(急性冠症候群疑い)、④多発外傷、⑦小児、⑧四肢断裂、⑨広範囲熱傷の場合は、原則として、医療機関リストの中から直近医療機関を選定する。

なお、傷病者の症状・病態等によっては、医療機関リストの中から対応できる医療機関を選定し、当該医療機関が受入れ可能であれば、搬送することができる。

ただし、砺波医療圏で受入不可の場合は、最終的に厚生連高岡病院が受入れ調整を行うものとする。

・ ⑤妊産婦、⑥自宅分娩の場合は、第３号の観察基準において実施基準適用外<sup>※1</sup>と判断されれば、原則として、かかりつけ医療機関(医療機関リストへの掲載の有無に関わらない)を選定する。

一方、第３号の観察基準において実施基準適用<sup>※2</sup>と判断されれば、原則として、市立砺波総合病院を選定する。なお、市立砺波総合病院が受入不可の場合は、他医療圏のNICUを有する医療機関を選定することとし、当該医療機関も受入不可の場合は、富山県立中央病院が最終的な受入れ調整を行うものとする。

※1 実施基準適用外…かかりつけ医療機関があり、対応可能な場合

※2 実施基準適用 …かかりつけ医療機関が対応不可能な（または無い）場合

・ ⑩精神疾患の場合は、第３号の観察基準において実施基準適用外<sup>※1</sup>と判断されれば、原則として、内科・外科的処置及び観察を要する場合は、一般救急を優先し、内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関がある場合は、原則として、かかりつけ医療機関(医療機関リストへの掲載の有無に関わらない)を選定する。

一方、第３号の観察基準において実施基準適用<sup>※2</sup>と判断されれば、原則として、医療機関リスト内の直近医療機関を選定する。

※1 実施基準適用外…内科・外科的処置及び観察を要する場合、若しくは、内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関があり対応可能な場合

※2 実施基準適用 …内科・外科的処置及び観察を要しないが、かかりつけ医療機関が対応不可能な（または無い）場合

## (2) 休日・夜間

・ ①重篤、②脳卒中疑い、③心筋梗塞疑い(急性冠症候群疑い)、④多発外傷、⑦小児、⑧四肢断裂、⑨広範囲熱傷の場合は、原則として、医療機関リストの中から直近医療機関を選定する。なお、砺波医療圏で受入不可の場合は、最終的に厚生連高岡病院が受入れ調整を行うものとする。

・ ⑤妊産婦、⑥自宅分娩の場合は、第3号の観察基準において実施基準適用外<sup>※1</sup>と判断されれば、原則として、かかりつけ医療機関(医療機関リストへの掲載の有無に関わらない)を選定する。

一方、第3号の観察基準において実施基準適用<sup>※2</sup>と判断されれば、原則として、市立砺波総合病院を選定する。なお、市立砺波総合病院が受入不可の場合は、他医療圏のNICUを有する医療機関を選定することとし、当該医療機関も受入不可の場合は、富山県立中央病院が最終的な受入れ調整を行うものとする。

※1 実施基準適用外…かかりつけ医療機関があり、対応可能な場合

※2 実施基準適用 …かかりつけ医療機関が対応不可能な(または無い)場合

・ ⑩精神疾患の場合は、第3号の観察基準において実施基準適用外<sup>※1</sup>と判断されれば、原則として、内科・外科的処置及び観察を要する場合は、一般救急を優先し、内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関がある場合は、原則として、かかりつけ医療機関(医療機関リストへの掲載の有無に関わらない)を選定する。

一方、第3号の観察基準において実施基準適用<sup>※2</sup>と判断されれば、原則として、精神科救急情報センターを通じて当番病院を選定する。当番病院が受入れ不可の場合は、情報センターが他の後方支援病院等の中から選定するものとする。

※1 実施基準適用外…内科・外科的処置及び観察を要する場合、若しくは、内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関があり対応可能な場合

※2 実施基準適用 …内科・外科的処置及び観察を要しないが、かかりつけ医療機関が対応不可能な(または無い)場合

## 第5号（伝達基準）

消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

第5号の基準（伝達基準）は、救急隊が、搬送先として選定した医療機関に対して、傷病者の状況を伝達するための基準を定めるものである。

本県の伝達基準については、年齢・性別のほかに、MIST又はGUMBA（SAMPLE）に基づいて伝達するとともに、第3号の観察基準で定める症状や選定の根拠となる症状等、また第4号の選定基準において搬送先医療機関を選定する判断材料となった事項も併せて伝達することとし、以下のとおり定める。なお、傷病者の伝達は、伝達基準に定められたものだけ伝達すればいいというものではなく、総合的に系統だった伝達が必要である。

### （1）ファーストコール

- 年齢・性別（聴取可能であれば氏名・生年月日）
- 原因
- 症状・身体所見
- バイタルサイン

意識レベル	JCS	/	GCS
呼吸	回/分		
SpO <sub>2</sub>	% (O <sub>2</sub> 投与後		%)
脈拍	回/分 (整・不整)		
血圧	/		mmHg
体温	℃		

- 処置と現病歴など

酸素 投与  
(BVM・カヌラ・マスク・リザーバー)

搬送体位  
固定

現病歴 DM・HT  
脳疾患 ( )、循環器疾患 ( )  
その他 ( )

服薬  
アレルギー  
最終摂食

### （2）セカンドコール

ファーストコールで伝達できなかった情報や詳細観察結果・症状変化、その他の必要な事項を伝達する。

(参考) MIST (ミスト)

急病 (内因性傷病者のファーストコール)

- 年齢
- 性別
- Mechanism (原因)
- Impaired (症状・身体所見)
- Sign & Stroke scale (バイタルサイン・ショック状態・ロード&ゴーの理由)
- Treatment / Time (行った処置・既往症・処方されている薬剤/発症時刻・到着予定時間)

急病 (外因性傷病者のファーストコール)

- 年齢
- 性別
- Mechanism (原因・受傷機転)
- Injury (受傷部位)
- Sign (ショック状態・ロード&ゴーの理由)
- Treatment / Time (行った処置/到着予定時間)

(参考) GUMBA (グンバ)

- G : 原因 (事故・発症のいきさつ)
- U : 訴え (主訴)
- M : めし (最終食事摂取時間)
- B : 病気・病歴 (服用薬品も含む)
- A : アレルギー

(参考) SAMPLE (サンプル)

- S : Sign & Symptoms 徴候と症状
- A : Allergies アレルギー
- M : Medication 内服薬
- P : Past medical history 病歴 (関連する既往症)
- L : Last oral intake 最終食事摂取時刻
- E : Event preceding the incident 外傷や疾患のきっかけとなった出来事



## 第6号（受入医療機関確保基準）

傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

第6号の基準（受入医療機関確保基準）は、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準及びその他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項について策定するものである。

### （1）傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準

第5号までの基準に従って、傷病者の搬送及び受入れの実施を試みてもなお、傷病者の受入れに時間がかかるケースが発生することが考えられる。そのような場合に傷病者を速やかに受入れるため、本基準は、消防機関と医療機関の間で合意を形成する等のルールを設定するものである。なお、本基準は、消防機関が実施する救急搬送全体について適用されるものではなく、あくまで第1号の分類基準に定められた疾患の場合にのみ適用されるものである。

#### ① 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合の設定（精神、妊産婦及び自宅分娩を除く）

※精神（休日・夜間）、妊産婦及び自宅分娩については、P21～の4号選定基準に記載済み

当該ルールを適用すべき場合については、以下のとおりとする。

・照会回数4回以上 または 医療機関への連絡開始から30分以上経過

#### ② 受入医療機関を確保する方法

各医療圏の「3次救急医療機関等による一時受入れ・転院」を原則とする。（3次救急医療機関等とは、3次救急医療機関又は3次救急医療機関に準じる医療圏の基幹病院のことをいう。）

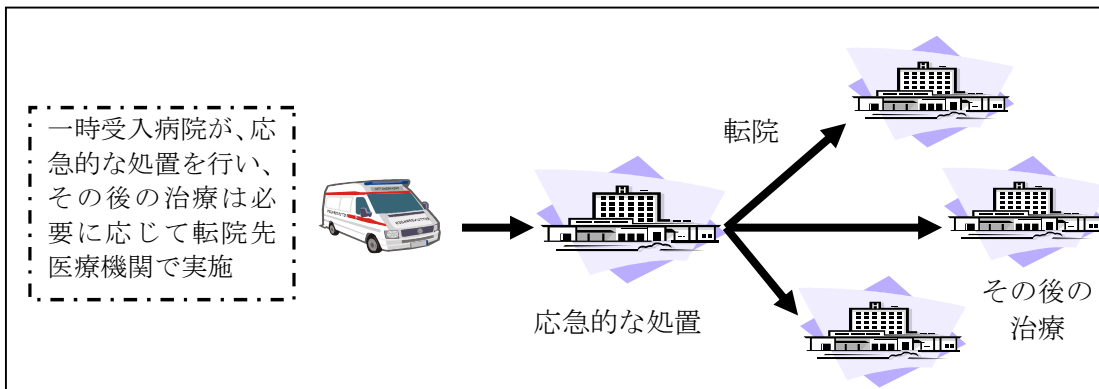
なお、各医療圏の3次救急医療機関等による一時受入れが不能の場合は、最終的には富山県立中央病院及び厚生連高岡病院が受入れ調整を行うこととする。

※ 各医療圏の3次救急医療機関等

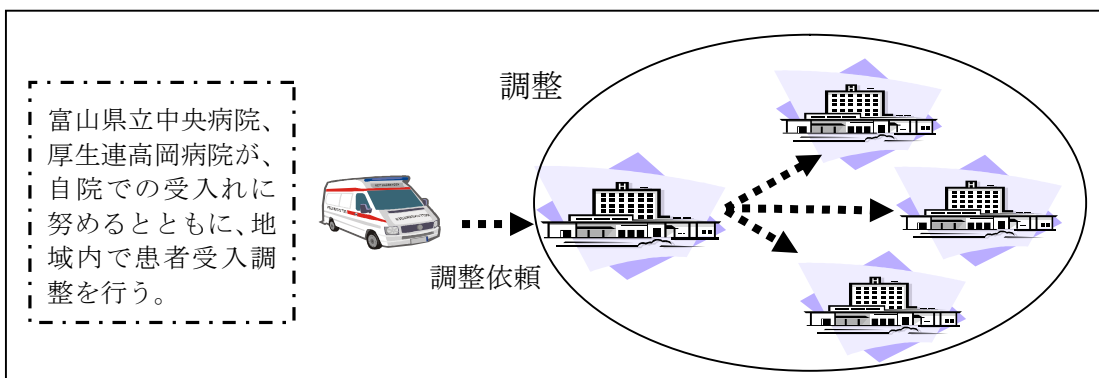
医療圏	3次救急医療機関等
新川医療圏	黒部市民病院 ↓ (受入不能の場合) ↓
富山医療圏	富山県立中央病院 ※受入れ調整を実施

医療圏	3次救急医療機関等
砺波医療圏	市立砺波総合病院 ↓ (受入不能の場合) ↓
高岡医療圏	厚生連高岡病院 ※受入れ調整を実施

※ 一時受入れ・転院のイメージ



※ 受入調整のイメージ

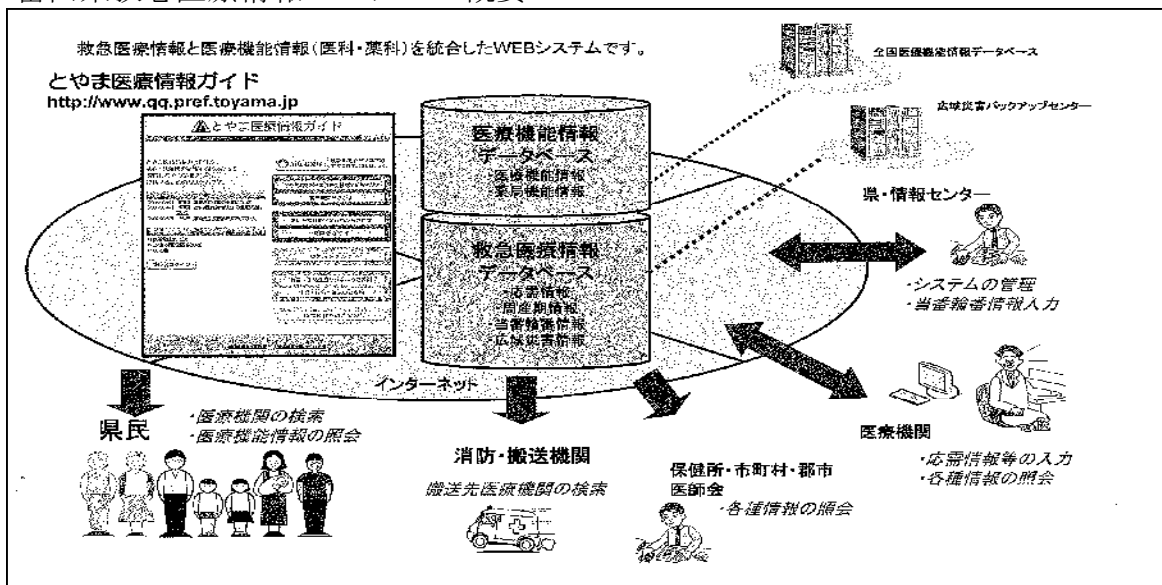


(2) その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

① 医療機関の受入可否情報の提供に関する事項

平成11年7月から運用されている「富山県救急医療情報システム」を活用して、応需情報、救急対応科目等の情報を入手することが可能である。なお、システムの有効活用を図るため、医療機関側に対して、システムに情報を入力(1日2回)するよう周知徹底を図っている。消防機関側に対しても、救急車と指令台との連携の推進など、システムを利用できるような体制整備に向けての情報提供・指導等を行っていくことが重要である。

富山県救急医療情報システムの概要



## 第7号（その他基準）

### 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項

第7号は、第6号までの基準以外に傷病者の搬送及び受入れの実施に関して、県が必要と認める事項について策定するものである。

その他基準としては、ヘリコプターを活用した救急搬送に関する基準を定める。

#### ① ヘリコプターを活用した救急搬送に関する基準

消防防災ヘリ及びドクターヘリを効果的に活用する場合には、適切なヘリ要請が必要となる。

ヘリコプターを活用した救急搬送に関する基準は、消防防災ヘリについては、「富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」、ドクターヘリについては、「富山県ドクターヘリ運航要領」によるものとする。